

第27回 定時株主総会 ▶▶▶

招集ご通知

株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況や、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、インターネットまたは郵送による議決権のご行使を含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場の際は、感染防止措置にご協力をお願いいたします。体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。

会場の座席は、引き続き一定の間隔をあけた配置となりますので、ご用意できる座席が限られております。そのため、満席となりました場合は、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本株主総会の運営に変更が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.land.jp>) に掲載させていただきます。

開催日時

2023年5月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時20分）

開催場所

神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	14
計算書類	16
監査報告	18
株主総会参考書類	23

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
株式会社 ラ ン ド
代表取締役社長 松 谷 昌 樹

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月24日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、29頁から30頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時20分）
 2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. 電子提供措置事項

- (1) 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第27回定時株主総会招集ご通知」及び「第27回定時株主総会資料（交付書面に記載しない事項）」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<http://www.land.jp>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/8918/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ランド」または「コード」に当社証券コード「8918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

- (2) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、これらは、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して、監査対象になった事項であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- (3) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限の緩和により、経済活動の正常化が進み、緩やかではあるものの景気に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、資源価格や原材料の高騰、円安の影響による物価の上昇等、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、低金利下での良好な資金調達環境を背景に、国内外の投資家の投資意欲は依然として高く、不動産市況全体としては堅調に推移しているものの、土地価格及び建設工事費等の原価高騰による不動産価格の高額化、金融政策変更に伴う市場への影響等も見極める必要があります。今後の新規案件への投資については、収益性の検討をより慎重に行うことが必要になってきております。

また、当社グループが手掛けている再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、低金利や政府による経済政策を背景に、良好な資金調達環境を活用したエネルギーファンド等の組成が活発であり、政府によるグリーン成長戦略の推進等の後押しもあり、大きなビジネスチャンスとなっております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、経営基盤の強化を図るとともに、更なる企業価値の向上を目指し、最大限の努力を継続してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,102百万円(前期比35.5%増)、営業利益は1,293百万円(前期比10.4%減)、経常利益は1,357百万円(前期比14.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,276百万円(前期比23.6%減)となりました。

各事業セグメントごとの業績につきましては、以下の通りであります。

なお、各事業セグメントの金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

また、当連結会計年度より事業セグメント区分の変更を行っており、以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で行っております。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、共同事業形式による企画・権利付き物流倉庫用地・デベロッパー向け共同住宅用地等の売却及び買取再販案件の引渡しによる売上計上を行った結果、売上高は2,966百万円(前期比183.4%増)、営業利益は905百万円(前期は76百万円の営業損失)となりました。

(再生可能エネルギー関連投資事業)

再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、太陽光発電所建設に係る共同事業の精算を行ったこと及び一部進捗が遅れている案件について棚卸資産評価損を計上した結果、売上高は1,135百万円(前期比42.6%減)、営業利益は564百万円(前期比69.8%減)となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、新たに設立した連結子会社等の開設費用等を計上した結果、営業損失44百万円を計上しております。

(2) **重要な設備投資等の状況**

該当事項はありません。

(3) **重要な資金調達状況**

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関等からの借入金により賄いました。

(4) **対処すべき課題**

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念として成長し続ける企業体の構築を目指すとともに、SDGsやESGを意識しながら社会に貢献できる新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

そのために他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら、収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①資金調達力の強化

当社グループは、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、引き続き安定的な資金調達が課題であると認識しております。

そのため、更なる財務基盤の充実を図るとともに、当社グループの置かれている状況を総合的に勘案したうえで、円滑かつ多面的な資金調達を行ってまいります。

②事業基盤の拡充及び収益力の強化

当社グループは、当連結会計年度において、再生可能エネルギー関連投資事業における太陽光発電所の流動化プロジェクト等への投資を積極的に展開してまいりました。

当社グループといたしましては、現在、当社グループが手がけております太陽光案件の事業化に向け最大限の努力を継続するとともに、シナジー効果やリスク分散効果の観点から、バイオマス発電関連の案件や、不動産事業案件等にも引き続き投資を行うことで、事業基盤の拡充及び収益力を強化してまいり所存であります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、引き続き、経営の健全性と効率性を高めていくことが必要と考えており、こうした課題の実現に向けて、コーポレートガバナンス・コードに添って、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加え、責任ある経営体制の構築及び経営に対する監督機能の強化並びに透明性の向上に努めることで、一層の体制強化を図ってまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 24 期 2020年2月期	第 25 期 2021年2月期	第 26 期 2022年2月期	第 27 期 (当連結会計年度) 2023年2月期
売上高 (千円)		2,878,343	1,141,705	3,026,375	4,102,087
経常利益又は経常損失(△) (千円)		1,480,621	△2,788,663	1,591,253	1,357,119
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)		1,319,132	△2,789,076	1,670,057	1,276,447
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		0.92	△1.94	1.16	0.89
総資産 (千円)		8,912,583	6,038,805	7,170,499	8,598,482
純資産 (千円)		7,389,381	4,600,305	6,185,903	7,318,978
1株当たり純資産額 (円)		5.13	3.19	4.31	5.10

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社T T S エナジー	1百万円	100.0%	再生可能エネルギー関連投資事業 不動産事業

(注) 上記の他、3社の連結子会社がございます。

(8) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

セグメント区分	事業の内容
不動産事業	住宅（区分所有マンション・戸建てを含む。）、オフィスビル、ホテル、商業施設、物流施設や宅地造成等の開発型不動産をはじめとした各種不動産を企画・開発・販売を行う事業（共同事業形式による不動産投資等を含む。）
再生可能エネルギー関連投資事業	太陽光発電所やバイオマス発電所等の再生可能エネルギー案件の不動産開発をはじめとした投資事業（共同事業形式による再生可能エネルギー関連投資等を含む。）
その他の事業	不動産事業および再生可能エネルギー関連投資事業に属さない事業（共同事業形式による投資等を含む。）

(注) 当連結会計年度において、事業を効率的に運営するために組織体制を変更したことにより、事業セグメント区分の見直しを行い、「不動産事業」「再生可能エネルギー関連投資事業」及び「その他の事業」の区分に変更しております。

(9) 主要な営業所及び事業所 (2023年2月28日現在)

当社

本社 : 神奈川県横浜市西区

株式会社T T S エナジー

本社 : 福岡県飯塚市

(10) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	2名増	38.8歳	4.6年

(11) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社ラクリマ・クリスティ	274,551
日本住宅建設産業関東協同組合	234,300
株式会社きらぼし銀行	156,250

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,483,896,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,440,974,000株（うち自己株式7,257,097株）
- (3) 株主数 35,531名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 谷 昌 樹	320,036,000 株	22.32 %
株 式 会 社 ラ ン ド コ ー ポ レ ー シ ョ ン	160,000,000	11.16
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	134,231,700	9.36
岡 秀 朋	28,755,200	2.01
前 澤 政 弘	25,626,000	1.79
小 沢 一 光	17,500,000	1.22
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	13,653,500	0.95
協 和 青 果 株 式 会 社	12,000,000	0.84
J . P . M o r g a n S e c u r i t i e s p l c	10,507,672	0.73
有 限 会 社 協 和 商 事	8,000,000	0.56

(注) 持株比率は、自己株式（普通株式7,257,097株）を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松谷昌樹	
常務取締役	佐瀬雅昭	管理部長
常務取締役	渡部隆	経営企画部長
取締役 (常勤監査等委員)	齊藤守人	
取締役 (監査等委員)	五十嵐啓二	日比谷見附法律事務所 代表
取締役 (監査等委員)	大畑俊信	大畑俊信税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)齊藤守人氏、五十嵐啓二氏、大畑俊信氏の3氏は社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)齊藤守人氏及び大畑俊信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)齊藤守人氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めるため及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性確保のため必要と判断しているためです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に業務執行取締役を除く取締役(以下、「非業務執行取締役」という。)の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）大畑俊信氏は、大畑俊信税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況

氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
齊藤守人	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。また、同氏は指名報酬委員会の委員として、独立社外役員の立場から職責を果たしております。
五十嵐啓二	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。また、同氏は指名報酬委員会の委員として、独立社外役員の立場から職責を果たしております。
大畑俊信	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
- ・当社は2021年2月17日付で取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。（なお、当該決定方針は、2021年4月8日付の取締役会において一部改定しております。）
- また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとなります。

イ. 取締役の報酬等については、当面の間、主に職責に応じた堅実な職務執行を促すため、次に掲げる表のとおり「基本報酬（固定報酬）」のみで構成されるものとする。

〈表：現行の報酬等の種類の比率〉

	①：②及び③以外の報酬等	②：業績連動報酬等	③：非金銭報酬等
比率	100%	0%	0%
当社における名称	基本報酬（固定報酬）	—	—

ただし、今後更なる持続的な成長と企業価値の向上を目指すため、取締役の報酬については短期のみならず中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、報酬の一定割合について、インセンティブ報酬の性格を有する業績連動報酬等や非金銭報酬等の導入について継続的に検討する。

- ロ. 個々の取締役の具体的な報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内におい

て、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会に諮問した答申を尊重し、経済情勢や同業他社における報酬水準等を考慮しつつ、職責、取締役個人の経験・実績・貢献度に基づき決定する。

ハ. 「基本報酬（固定報酬）」は、任期中に定期的に支払うものとし、原則として、毎月現金にて支払う。

ニ. 決定の委任について

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関し、取締役会の決議により、次の者に対し、次の範囲・手続にて委任することができる。

委任を受ける者：当社代表取締役

委任する権限の内容：法令及び本決定方針に沿って、表中の①の報酬等につき、各取締役に対する具体的配分額の決定及びこれに付帯する細部の事項の決定

委任を受ける者に求める手続：委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を尊重し、決定前に管理部門の担当取締役と協議を行い、同取締役から意見を聴取すること

ホ. 本決定方針の決定・改定

本決定方針は、取締役会によって決定され、変更される。監査等委員である取締役の報酬等の決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定され、変更される。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

取締役（監査等委員を除く。） 3名 108,000千円

取締役（監査等委員） 3名 15,600千円（うち社外3名15,600千円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬（固定報酬）については、2021年2月17日開催の取締役会において代表取締役松谷昌樹氏にその具体的配分額の決定及びこれに付帯する細部事項の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。（なお、当該決定方針は、2021年4月8日付の取締役会において一部改定しております。）当該決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、委任をした決定権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給水準については委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を尊重することとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

城南監査法人

(注)当社の会計監査人でありました山野井俊明氏、山川貴生氏（城南公認会計士共同事務所）は、2022年5月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。同株主総会で新たに城南監査法人が会計監査人に選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

金額（千円）

		山野井俊明氏・山川貴生氏 (城南公認会計士共同事務所)	城南監査法人
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	5,900	17,100
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	5,900	17,100

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への長期的な利益還元を経営の重要課題として位置づけております。利益配当につきましては、事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めるとともに、安定性にも配慮したうえで、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、2023年2月期の配当については、当事業年度の業績及び今後の経営環境を踏まえ、1株当たり年間配当金を0.1円とすることを決定しており、次期の配当につきましても、1株当たり年間配当金を0.1円とする予定であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,504,528	流 動 負 債	1,092,802
現金及び預金	1,332,957	短期借入金	352,600
棚卸資産	4,661,236	1年内返済予定の長期借入金	310,899
短期貸付金	2,492,344	未払費用	292,363
その他	43,193	未払法人税等	80,486
貸倒引当金	△25,204	その他	56,452
固 定 資 産	93,954	固 定 負 債	186,702
有形固定資産	18,923	長期借入金	186,702
建物及び構築物	8,106	負 債 合 計	1,279,504
その他	10,817	純 資 産 の 部	
無形固定資産	2,482	株 主 資 本	7,317,628
その他	2,482	資 本 金	50,000
投資その他の資産	72,549	資 本 剰 余 金	2,797,818
投資有価証券	45,000	利 益 剰 余 金	4,994,114
保証金	27,549	自 己 株 式	△524,304
長期貸付金	32,149	新 株 予 約 権	1,350
その他	33,920	純 資 産 合 計	7,318,978
貸倒引当金	△66,070	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,598,482
資 産 合 計	8,598,482		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,102,087
売 上 原 価		2,138,712
売 上 総 利 益		1,963,374
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		669,378
営 業 利 益		1,293,996
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41,742	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	39,947	81,690
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,922	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	2,645	18,567
経 常 利 益		1,357,119
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	185	185
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,356,934
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		80,486
当 期 純 利 益		1,276,447
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,276,447

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,457,928	流 動 負 債	1,020,648
現金及び預金	1,294,465	短期借入金	352,600
販売用不動産	294,628	1年内返済予定の長期借入金	310,899
仕掛販売用不動産	838,541	未払費用	292,363
共同事業出資金	1,140,000	未払法人税等	1,382
短期貸付金	460,344	その他	63,403
関係会社短期貸付金	1,556,503	固 定 負 債	186,702
その他	878,108	長期借入金	186,702
貸倒引当金	△4,662	負 債 合 計	1,207,350
固 定 資 産	96,154	純 資 産 の 部	
有形固定資産	18,923	株 主 資 本	5,346,732
建物	8,106	資 本 金	50,000
その他	10,817	資 本 剰 余 金	2,797,818
無形固定資産	2,482	その他資本剰余金	2,797,818
その他	2,482	利 益 剰 余 金	3,023,218
投資その他の資産	74,749	利益準備金	12,500
関係会社株式	2,200	その他利益剰余金	3,010,718
長期貸付金	32,149	繰越利益剰余金	3,010,718
長期未収入金	65,647	自 己 株 式	△524,304
その他	72,549	純 資 産 合 計	5,346,732
貸倒引当金	△97,797	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,554,083
資 産 合 計	6,554,083		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	888,567
売上原価	887,693
売上総利益	873
販売費及び一般管理費	478,210
営業損失	477,337
営業外収益	
受取利息及び配当金	56,668
その他の営業外収益	39,947
営業外費用	
支払利息	15,922
貸倒引当金繰入額	31,726
その他の営業外費用	2,645
経常損失	431,015
特別損失	
固定資産除却損	185
税引前当期純損失	431,200
法人税、住民税及び事業税	△292,374
当期純損失	138,825

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月19日

株式会社ランド
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指定社員 公認会計士 坂口洋二
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤 尽
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランドの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月19日

株式会社ランド
取締役会 御中城南監査法人
東京都渋谷区
指定社員 公認会計士 坂口洋二
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤 尽
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランドの2022年3月1日から2023年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月20日

株式会社ランド 監査等委員会

常勤監査等委員	齊藤守人	Ⓔ
監査等委員	五十嵐啓二	Ⓔ
監査等委員	大畑俊信	Ⓔ

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 将来の事業拡大を可能にするため、事業目的を追加するものであります。
 - (2) 将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能にするため、発行可能株式総数を、会社法第113条第3項に定める範囲内で変更するものであります。
- なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.~17. (条文省略)	1.~17. (現行どおり)
< 新 設 >	18. <u>ブロックチェーンに関するシステムの企画、保守、コンサルティング業務</u>
18.~32. (条文省略)	19.~33. (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,483,896,000株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,763,896,000株</u> とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を経ており、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	まつ たに まさ き 松 谷 昌 樹	代表取締役社長 再任
2	さ せ まさ あき 佐 瀬 雅 昭	常務取締役 管理部長 再任
3	わた なべ たかし 渡 部 隆	常務取締役 経営企画部長 再任

再任 : 再任取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	まつ 谷 昌 樹 (1968年6月7日)	1991年4月 株式会社大京 入社 1996年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) <取締役候補者とした理由> 当社の創業者として長年に亘り経営の指揮を執り、熱意と強い責任感を持って経営にあたっております。不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	320,036,000株
2	き 佐 瀬 雅 昭 (1965年9月18日)	1988年4月 株式会社大京 入社 1999年3月 株式会社シード 入社 2000年3月 オートバイテル・ジャパン株式会社 入社 2001年2月 当社入社 管理部長(現任) 2003年5月 当社取締役 2007年5月 当社常務取締役(現任) <取締役候補者とした理由> 当社及び当社グループ会社の取締役として長年に亘り管理部門全体を統括し、経営課題に対し着実に取り組んでおります。その実績、能力、不動産業界における長年の経験等により、経営に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	204,500株
3	わた 渡 部 隆 (1965年7月1日)	2002年5月 当社 入社 2006年4月 当社管理部次長 2007年4月 当社経営企画部長(現任) 2013年5月 当社取締役 2017年5月 当社常務取締役(現任) <取締役候補者とした理由> 入社以来、管理部門及び経営企画部門に従事して要職を歴任し、現在では常務取締役として当社グループの事業を牽引しております。事業戦略の意思決定にも深く携わっており、今後も当社経営への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	103,900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。また、当該契約は1年毎に契約更新しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】 監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および重要な兼職の状況			
1	さいとうもりひと 齊藤守人	取締役（常勤監査等委員）	再任	社外	独立
2	いがらしけいじ 五十嵐啓二	取締役（監査等委員） 日比谷見附法律事務所 代表	再任	社外	独立
3	ひらいきよし 平井清志		新任	社外	独立

再任：再任取締役候補者

新任：新任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の株式の数
1	さいとうもりんど 齊藤守人 (1943年8月9日)	<p>1962年4月 名古屋国税局 1982年7月 東京国税不服審判所 国税審査官 1991年7月 税務大学校教育第二部 教授 1999年7月 東京国税局徴収部 徴収課長 2001年7月 豊島税務署長 2002年8月 齊藤守人税理士事務所開業 2005年5月 当社 社外監査役 2010年5月 当社 常勤社外監査役 2017年5月 当社 社外取締役【常勤監査等委員】（現任）</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 税務の専門家として長年の経験と高い見識を有しております。常勤の監査等委員である取締役として、都度、客観的かつ広範な視点から意見を述べており、今後も当社取締役会の監督機能強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者となりました。また、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	284,000株
2	いがらしけいじ 五十嵐啓二 (1948年4月8日)	<p>1975年10月 司法試験合格 1978年3月 司法修習修了（30期） 1978年4月 弁護士登録 1995年4月 日比谷見附法律事務所開業（現任） 2005年5月 当社 社外監査役 2017年5月 当社 社外取締役【監査等委員】（現任）</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 弁護士として長年の経験と高い見識を有しております。これまでの豊富な経験及び知見等を活かし、今後も当社取締役会の監督機能強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者となりました。また、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	315,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の株式の数
3	ひら い きよ し 平 井 清 志 (1950年8月3日)	<p>1976年 4月 東京国税局 1982年 7月 東京国税局調査第二部 国税調査官 1992年 7月 税務大学校 学務係長 1999年 7月 東京国税局課税第一部 総括主査 2005年 7月 東京国税不服審判所 国税副審判官 2008年 7月 東京国税局税務相談室 主任税務相談官 2009年 7月 阿南税務署長 2011年10月 税理士開業 2013年 5月 当社 社外監査役 2017年 5月 同 任期満了につき退任</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 税務の専門家として長年の経験と高い見識を有しております。 これまでの豊富な経験及び知見等を活かし、当社取締役会の監督機能強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 齊藤守人氏、五十嵐啓二氏及び平井清志氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 齊藤守人氏及び五十嵐啓二氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 4. 当社は、齊藤守人氏及び五十嵐啓二氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、引き続き、独立役員の届け出を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者であります平井清志氏についても、監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、齊藤守人氏及び五十嵐啓二氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者であります平井清志氏についても、監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。また、当該契約は1年毎に契約更新しております。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年5月24日（水曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール



交 通 J R線、東急東横線、京浜急行線「横浜駅」西口より徒歩9分
相模鉄道線、横浜市営地下鉄「横浜駅」9番出入口より徒歩6分

お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。